

建設業法令遵守推進本部の活動結果（令和5年度）

1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報等

法令違反通報専用回線「駆け込みホットライン」などに寄せられた違反疑義情報の件数

	令和5年度
駆け込みホットライン等	206件

※その内、近畿管内の大臣許可業者に関する通報等は47件あり、法令違反のおそれがある7件について指導を行い、改善報告を受けました。

2. 立入検査

情報収集した法令違反疑義案件のうち、更に詳しい調査が必要と判断し、立入検査を実施した件数

	令和5年度
立入検査等	86件

※法令違反のおそれがある1件について指導を行い、是正報告を受けました。

3. 建設業法令遵守に関する講習会

建設企業や発注期間の職員などを対象に、建設業法の法令遵守に関する講習会などを実施した件数

	令和5年度
講習会等の開催	28件

※受講者は2,784名に参加いただきました。

4. 監督処分・勧告の実施

法令違反が確認された事案のうち、監督処分などが必要として、建設企業に対して監督処分を実施した件数

	令和5年度
許可取消し	0件
営業停止	5件
指示	1件
勧告	2件

※ 主な処分・指導内容

営業停止: 無許可業者との下請契約、法人税法及び地方
法人税法違反、贈賄、公契約関係競売入札妨害

指 示: 労働安全衛生法違反

勧 告: 一括下請負

1. 建設Gメンの現地調査

発注者、元請負人、下請負人に対して、「労務費の基準」を著しく下回る見積りや契約の禁止、技能労働者の労務費の確保とその行き渡りのための新ルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、指値発注などの既存ルールや労務費指針への対応状況を調査し、不適当な取引行為に対して改善指導等を行い、適正化を図っていきます。

【重点事項】

- (1) 適正な請負代金・労務費の確保（指値発注、一方的な請負代金の減額、不適当な見積変更依頼等の調査）
- (2) 適切な価格転嫁（労務費指針への対応状況、資材価格の転嫁協議状況等の調査）
- (3) 適正な工期の設定（「工期に関する基準」に基づく対応状況、時間外労働の状況等の調査及び労働基準監督署と連携しての合同調査）
- (4) 適正な請負代金の支払い（労務費相当分の現金払の状況、手形期間等の調査）

2. 法令違反疑義情報の収集

「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、個別の相談対応ツールとしての役割に加え、法令違反疑義情報等の情報収集の窓口としての役割も有していることから、各種相談窓口の周知に努め、法令違反疑義情報に対して建設業法上の必要な措置を図ります。

3. 立入検査の実施

通報により法令違反が疑われる建設業者、（営業所の実態疑義、技術者の配置疑義等）、建設Gメンの現地調査等により法令違反のおそれを把握した建設業者、過去に指導監督を受けた建設業者等を中心に立入検査を機動的に実施します。

4. 建設業取引適正化推進期間の実施等

取引適正化に向けた普及啓発に活動等を重点的に行うため、毎年10月から12月の3ヶ月間を「建設業取引適正化推進月間」として、建設業の法令遵守に向けた普及啓発を図ります。令和6年度に関しては、改正建設業法が公布されたことを踏まえ、普及啓発に関する活動の強化を図ります。

また、建設Gメンについても、当該機関を「集中月間」として、重点的な取組を行います。

5. 関係機関との連携等

(1) 時間外労働規制の適用が始まったことを踏まえ、府県労働局、労働基準監督署と連携し、説明会などの開催を通じ、民間発注者等に対して適正な工期設定の働きかけに努めます。

(2) 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、改正建設業法により措置された新ルールの適切な対応を強く求めていくとともに、研修会等を合同開催するなど、新ルールの周知に努めます。

(3) 不良・不適格業者への対応については、許可行政庁間において確知した建設業法違反に係る情報を速やかに共有し、連携・協力します。

(4) ①建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」、②技能労働者の環境整備等を図るため「建設キャリアアップシステム」、「建設業退職金共済制度」、③「資源有効利用促進法の省令改正」、④規制逃れを目的とした一人親方対策について、あらゆる機会を通じ周知に努めます。